

鳥取県告示第676号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人B・F・Oじげ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
原田 広太郎
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町青谷3853-8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市民が、老若男女を問わず、健康で文化的な生活をおくることのできる町づくりに関する事業を行い、もって人々が心身共に豊に、暮らせる社会実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の職務